

(規 13～15)

営業・通則

営業規則

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通 則

(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客または旅客の責任とならない事由のほか、もしくは係員の承諾を得て、乗車券を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後、直ちに相当の乗車券を購入するか、着駅において相当の旅客運賃を支払うことができます。

(営業キロ)

第14条 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運賃の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、鉄道営業キロによります。

- 2 前項の営業キロは、旅客の乗車する発着区間に対する駅間のキロ数によります。

(駅員無配置駅の旅客の取り扱い)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客は、列車の乗務員が行います。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時に配置する係員によって、旅客の取扱いをすることがあります。